

平成 17 年 6 月 1 日 制定

低温委員会

低温液化室

1. 容器検査所

高圧ガス保安法に基づいた超低温容器検査所(以下、容器検査所)を、国立大学法人 東京大学 物性研究所 低温液化室に設置する。但し、その登録申請内容により、この容器検査所において検査可能な容器等は「300L 以下で最高充填圧力 0.4 MPa 以下の液化窒素の超低温容器(以下容器)及びその附属品」とする。

2. 利用者の資格

利用者は、物性研究所の所員・職員・学生・共同利用研究者及び低温委員会が利用を認めた者に限る。

3. 利用の詳細

利用の詳細については、「物性研の手引き」及び「低温液化室ホームページ」をよく読み、所定の事項を遵守すること。

4. 容器の管理委託

当容器検査所において検査を受ける超低温容器は、資産上は各研究室に所属するが、原則として高圧ガス保安法上の容器所有者を「国立大学法人 東京大学 物性研究所」とし、これらの容器は低温液化室に管理委託されたものとする。容器再検査を含む管理委託内容については別に取り交わす「液化窒素容器管理委託に関する覚書」に従う。

5. 検査費用等

1. 検査費用は低温委員会で決定する。
2. 検査費用は、原則として月毎に取りまとめの上、研究室の運営費交付金から徴収する。また、検査費用明細を研究室に配布する。
3. その他、付属品等に不具合があった場合の部品交換費用・容器が検査に合格しなかった場合の容器廃棄費用等は研究室が負担するものとする。

6. 容器の運搬

検査容器の運搬は研究室が行うものとする。

7. 協議

上記の取り決めで不都合な点があった場合には低温液化室と協議するものとする。

附則

この内規は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。